

山形県産業廃棄物税条例施行規則をここに公布する。

山形県産業廃棄物税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、**山形県産業廃棄物税条例(平成18年3月県条例第16号。以下「条例」という。)**の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(賦課徴収)
第2条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、**山形県県税規則(昭和29年6月県規則第42号)**の定めるところによる。

(委任)

第3条 次に掲げる事務は、総合支庁長に委任する。

- (1) **条例第9条**の規定による課税免除に関すること。
- (2) **条例第11条第2項**の規定による特別徴収義務者の指定に関すること。
- (3) **条例第12条第1項**及び**第2項**の規定による特別徴収義務者としての登録に関すること。
- (4) **条例第12条第3項**の規定による特別徴収義務者に対する証券の交付に関すること。
- (5) **条例第12条第6項**の規定による証券の返納の受理に関すること。
- (6) **条例第12条第7項**の規定による特別徴収義務者としての登録の変更に関すること。
- (7) **条例第13条**の規定による申告納入に関すること。
- (8) **条例第14条**の規定による徴収猶予に関すること。
- (9) **条例第15条**の規定による徴収不能額等の還付及び納入義務の免除に関すること。
- (10) **条例第16条**の規定による申告納付すべき納税者としての届出の受理等に関すること。
- (11) **条例第17条**の規定による申告納付に関すること。
- (12) **条例第18条**の規定による減免に関すること。
- (13) **条例第23条**の規定による帳簿の記録等に関すること。
- (14) 第7条第1項の規定による証券の再交付に関すること。
- (15) 第10条の規定による理立処分を終了等の届出の受理に関すること。

(課税標準の端数計算)

第4条 産業廃棄物税の課税標準である重量を計算する場合において、その重量に0.001トン未満の端数があるとき、又はその全重量が0.001トン未満であるときは、その端数重量又はその全重量を切り捨てる。

(換算して得た重量)

第5条 **条例第6条第2項**に規定する規則で定めるところにより換算して得た重量は、次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類(種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類)に並び、それぞれ同表の右欄に定める換算係数を当該産業廃棄物の容量に乗じて得た重量とする。

産業廃棄物の種類	換算係数
1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下この表において「廃棄物処理法」という。)第2条第4項第1号に掲げる燃え殻	1.14
2 廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる汚泥	1.10
3 廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃油	0.90
4 廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃プラスチック類	0.35
5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下この表において「廃棄物処理法施行令」という。)第2条第1号に掲げる紙くず	0.30
6 廃棄物処理法施行令第2条第2号に掲げる木くず	0.55
7 廃棄物処理法施行令第2条第3号に掲げる繊維くず	0.12
8 廃棄物処理法施行令第2条第4号に掲げる食品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
9 廃棄物処理法施行令第2条第4号の2に掲げると畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	1.00
10 廃棄物処理法施行令第2条第5号に掲げるゴムくず	0.52
11 廃棄物処理法施行令第2条第6号に掲げる金属くず	1.13
12 廃棄物処理法施行令第2条第7号に掲げるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
13 廃棄物処理法施行令第2条第8号に掲げる鋳さい	1.93
14 廃棄物処理法施行令第2条第9号に掲げる工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
15 廃棄物処理法施行令第2条第10号に掲げる動物のふん尿	1.00
16 廃棄物処理法施行令第2条第11号に掲げる動物の死体	1.00
17 廃棄物処理法施行令第2条第12号に掲げるばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	1.26
18 廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物	1.00

備考 換算係数は、産業廃棄物の容量1立方メートル当たりのトン数とする。

(課税免除の手続)

第6条 **条例第9条**の規定による産業廃棄物税の課税免除を受けようとする者は、産業廃棄物税課税免除申請書に搬入に係る産業廃棄物が**同条**に規定する事由により排出された産業廃棄物であることを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、**条例第9条**に規定する措置をとるかどうかについて、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(特別徴収義務者の証券をき損した場合等の措置)

第7条 **条例第12条第3項**の規定により証券の交付を受けた者は、その証券をき損し、又は亡失したときは、遅滞なく、証券の再交付を申請しなければならない。この場合において、申請した理由がき損によるものであるときは、その証券を返納しなければならない。

2 **条例第12条第6項**の規定により証券を返納する場合において、その証券を亡失しているときは、前項の規定にかかわらず、産業廃棄物理立処分終了・休止・再開届出書にその旨を記載した上で知事に提出すれば足りるものとする。

(徴収猶予における担保の提供を免除する場合の要件等)

第8条 **条例第14条第1項**に規定する規則で定める要件は、**同項**に規定する徴収猶予の申請をした特別徴収義務者が、当該徴収猶予の申請をした日前3年以内において産業廃棄物税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物税に係る徴収金の納入状況からみて、その徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物税を納入することが確実と認められることとする。

2 **条例第14条第1項**の規定により担保を提供しようとする者は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の10の規定の例により担保を提供し、かつ、担保提供書を提出しなければならない。

(減免の通知)

第9条 知事は、**条例第18条第1項**の申請を受理したときは、**同項**の規定により減免するかどうかについて、当該申請を行った申告納付すべき納税者に通知するものとする。

(産業廃棄物の理立処分終了等の届出)

第10条 **条例第21条**に規定する特別徴収義務者等は、最終処分場における産業廃棄物の理立処分を終了し、休止し、又は再開したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(文書の様式等)

第11条 **条例**及びこの規則の規定による文書の様式その他の書式は、**別表**に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年7月1日から施行する。

(施行前の準備)

2 **条例附則第5項**の規定による特別徴収義務者としての登録の申請及び証券の交付並びに申告納付すべき納税者としての届出は、第11条の規定の例により行わなければならない。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

3 **知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)**の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成22年3月30日規則第24号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月15日規則第65号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。(後略)

(産業廃棄物税に関する経過措置)

7 第4条の規定による改正後の山形県産業廃棄物税条例施行規則別記様式第8号は、施行日の属する山形県産業廃棄物税条例(平成18年3月県条例第16号)第13条第1項の表の左欄に掲げる期間以後の期間において徴収すべき産業廃棄物税に係る同項に規定する納入申告書の提出について適用し、施行日の属する同欄に掲げる期間前の期間において徴収すべき産業廃棄物税に係る同項に規定する納入申告書の提出については、なお従前の例による。

8 第4条の規定による改正後の山形県産業廃棄物税条例施行規則別記様式第17号は、施行日の属する山形県産業廃棄物税条例第17条第1項の表の左欄に掲げる期間以後の期間における産業廃棄物税に係る同項に規定する納付申告書の提出及び同条第4項に規定する修正申告書の提出について適用し、施行日の属する同欄に掲げる期間前の期間における産業廃棄物税に係る同条第1項に規定する納付申告書の提出及び同条第4項に規定する修正申告書の提出については、なお従前の例による。

(様式に関する経過措置)

9 第1条の規定による改正前の県規則により作成した用紙で新規規則に相当規定のあるもの、第2条の規定による改正前の山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則により作成した用紙で同条の規定による改正後の山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則に相当規定のあるもの、第3条の規定による改正前の山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則により作成した用紙で同条の規定による改正後の山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則に相当規定のあるもの、第4条の規定による改正前の山形県産業廃棄物税条例施行規則により作成した用紙で同条の規定による改正後の山形県産業廃棄物税条例施行規則に相当規定のあるもの及び第5条の規定による改正前の山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する条例施行規則により作成した用紙で同条の規定による改正後の山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する条例施行規則に相当規定のあるものは、当分の間使用することができる。

附 則(平成28年3月18日規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中山形県県税規則別記第30号様式の改正規定(

「 氏名又は名称 [㊦]

個人番号又は法人番号

電話番号

」

を

「 氏名又は名称 [㊦]

電話番号

」

に改める部分に限る。)と同規則別記第31号様式の改正規定、同規則別記第37号様式の改正規定(

「 氏名又は名称及び代表者氏名 [㊦]

個人番号又は法人番号

電話 番

」

を

「 氏名又は名称及び代表者氏名 [㊦]

個人番号又は法人番号

電話 番

」

に改める部分に限る。)並びに同規則別記第57号の3様式、別記第101号様式、別記第106号の2様式から別記第109号様式まで、別記第112号様式から別記第112号の3様式まで、別記第112号の5様式及び別記第119号様式の改正規定並びに第2条中山形県産業廃棄物税条例施行規則別記様式第1号、別記様式第7号、別記様式第10号、別記様式第13号及び別記様式第18号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第39号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。


(様式に関する経過措置)

3 第1条の規定による改正前の山形県県税規則(以下「旧規則」という。)により作成した用紙で新規規則に相当規定のあるもの、第2条の規定による改正前の山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則により作成した用紙で同条の規定による改正後の山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則に相当規定のあるもの、第3条の規定による改正前の山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則により作成した用紙で同条の規定による改正後の山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則に相当規定のあるもの及び第4条の規定による改正前の山形県産業廃棄物税条例施行規則により作成した用紙で同条の規定による改正後の山形県産業廃棄物税条例施行規則に相当規定のあるものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

別表

様式の名称	様式番号	根拠規定
産業廃棄物税課税免除申請書	別記様式第1号	第6条第1項
産業廃棄物税課税免除承認・不承認通知書	別記様式第2号	第6条第2項
産業廃棄物税特別徴収義務者指定通知書	別記様式第3号	条例第11条第2項
産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書	別記様式第4号	条例第12条第1項
産業廃棄物税特別徴収義務者証票	別記様式第5号	条例第12条第3項
産業廃棄物税特別徴収義務者登録変更申請書	別記様式第6号	条例第12条第7項
産業廃棄物税特別徴収義務者証票再交付申請書	別記様式第7号	第7条第1項
産業廃棄物税納入申告書	別記様式第8号	条例第13条第1項
産業廃棄物税の納入(納付)に係る期間等指定通知書	別記様式第9号	条例第13条第2項 又は 第17条第2項
産業廃棄物税徴収猶予申請書	別記様式第10号	条例第14条第1項
産業廃棄物税担保提供書	別記様式第11号	第8条第2項
産業廃棄物税徴収猶予承認・不承認通知書	別記様式第12号	条例第14条第2項 で 準用する地方税法(昭 和25年法律第226号。 以下「法」という。)第 15条の2の2
産業廃棄物税還付(納入義務免除)申請書	別記様式第13号	条例第15条第1項
産業廃棄物税還付(納入義務免除)承認・不承認通知書	別記様式第14号	条例第15条第4項
産業廃棄物税申告納付すべき納税者届出書	別記様式第15号	条例第16条第1項
産業廃棄物税申告納付すべき納税者変更届出書	別記様式第16号	条例第16条第2項
産業廃棄物税納付(修正)申告書	別記様式第17号	条例第17条第1項 又は 第4項
産業廃棄物税減免申請書	別記様式第18号	条例第18条第1項
産業廃棄物税減免承認・不承認通知書	別記様式第19号	第9条
産業廃棄物税更正・決定・加算金決定・納額通知書	別記様式第20号	条例第19条
産業廃棄物税更正請求書	別記様式第21号	法第20条の9の3第1 項又は第2項
産業廃棄物税納税管理人設定・変更・異動申告書	別記様式第22号	条例第21条
産業廃棄物税納税管理人設定・変更・異動承認申請書	別記様式第23号	条例第21条
産業廃棄物税納税管理人承認・不承認通知書	別記様式第24号	条例第21条
産業廃棄物税納税管理人不設定認定申請書	別記様式第25号	法第733条の6第2項
産業廃棄物税納税管理人不設定認定・不認定通知書	別記様式第26号	法第733条の6第2項
産業廃棄物埋立処分終了・休止・再開届出書	別記様式第27号	第10条

別記

 様式第1号

受付印

産業廃棄物税課税免除申請書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

申請者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話 番

産業廃棄物税の課税免除を受けたいので、山形県産業廃棄物税条例施行規則第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

課税免除を受けようとする産業廃棄物を搬入する最終処分場	所在地	
	名称	

課税免除を受けようとする産業廃棄物	月 別	課税標準たる重量(ア)	税 率(イ)	税 額(ア)×(イ)
	年 月分	トン	1,000円/トン	円
	年 月分	トン	1,000円/トン	円
	年 月分	トン	1,000円/トン	円
	合 計			円

申 請 理 由	
---------	--

- (注) 1 各月ごとに課税標準に関する明細書（別紙）を作成し、添付してください。
 2 課税標準たる重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。
 3 課税免除の対象となることを証明する書類を添付してください。

別紙

課税標準に関する明細書

年 月分

課税免除を受けようとする産業廃棄物を搬入する最終処分場の名称				
区 分	重量による搬入	容量による搬入 (重量による計測が困難な場合)		
産 業 廃 棄 物 の 種 類	重量	容量 (ア)	換算係数 (イ)	換算して得た重量 (ア)×(イ)
燃え殻	トン	m ³	1.14	トン
汚泥			1.10	
廃油			0.90	
廃プラスチック類			0.35	
紙くず			0.30	
木くず			0.55	
繊維くず			0.12	
食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物			1.00	
と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物			1.00	
ゴムくず			0.52	
金属くず			1.13	
ガラスくず、コンクリートくず及び珪藻土磁器くず			1.00	
鉱さい			1.93	
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物			1.48	
動物のふん尿			1.00	
動物の死体			1.00	
はいじんであって、集じん施設によって集められたもの			1.28	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物			1.00	
計	(ウ)			(エ)
合 計 (ウ)+(エ)				トン

- (注) 1 明細書は、各月ごとに作成してください。
 2 産業廃棄物の重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。

様式第2号

産業廃棄物税課税免除 承認 通知書				
				第 号 年 月 日
申請者 住（居）所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 様				
山形県何総合支庁長 氏 名 印				
年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物税の課税免除について、下記のとおり承認しましたので、山形県産業廃棄物税条例施行規則第6条第2項の規定により通知します。 この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。 また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。				
課税免除をする産業廃棄物を搬入する最終処分場		所在地		
		名称		
課税免除をする産業廃棄物	月 別	課税標準たる重量(ア)	税 率(イ)	税 額(ア)×(イ)
	年 月分	トン	1,000円/トン	円
	年 月分	トン	1,000円/トン	円
	年 月分	トン	1,000円/トン	円
	合 計			円
承認しない場合の理由				
備 考				

様式第3号

産業廃棄物税特別徴収義務者指定通知書				
				第 号 年 月 日
被指定者 住（居）所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 様				
山形県何総合支庁長 氏 名 印				
あなたを下記の最終処分場における産業廃棄物税の徴収の便宜を有する者と認め、山形県産業廃棄物税条例第11条第2項の規定により特別徴収義務者に指定しましたので、通知します。 なお、特別徴収義務者に指定された者は、山形県産業廃棄物税条例第12条第1項の規定により特別徴収義務者としての登録をしなければなりませんので、産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書を提出してください。 この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。 処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。 ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。				
最終処分場	所在地			
	名称			
	最終処分業者	住（居）所又は所在地		
		氏名又は名称及び代表者氏名		
指 定 年 月 日		年 月 日		

様式第4号

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> <p style="text-align: center;">産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書</p>					
年 月 日					
山形県何総合支庁長 殿 特別徴収義務者 住（居）所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 個人番号又は法人番号 電話 _____ 番					
山形県産業廃棄物税条例第12条第1項の規定により、下記のとおり産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登録を申請します。					
最終処分場	所在地 名称				
最終処分場の設備の概要	許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号	
	処分場の規模	面積	m ²	埋立容量	m ³
	処理する産業廃棄物の種類				
	重量計の有無	有・無	中間処理施設の有無	有・無	
埋立処分の開始年月日	年 月 日				
備考					
産業廃棄物税特別徴収義務者証票（第 号）を受領しました。 年 月 日 住（居）所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名					

- (注) 1 この申請書は、登録台帳となるものですから明確に記入してください。
 2 埋立処分の開始年月日は、処分場の使用開始年月日を記入してください。
 3 産業廃棄物処分業許可証の写し及び最終処分場付近の見取図を添付してください。

様式第5号

産業廃棄物税特別徴収義務者証票

登録番号	第 号	
------	-----	--

縦 90ミリメートル
横 145ミリメートル

様式第6号

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> <p style="text-align: center;">産業廃棄物税特別徴収義務者登録変更申請書</p>	
年 月 日	
山形県何総合支庁長 殿 特別徴収義務者 住（居）所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 個人番号又は法人番号 電話 _____ 番	
山形県産業廃棄物税条例第12条第7項の規定により、下記のとおり産業廃棄物税の特別徴収義務者としての登録の変更を申請します。	
最終処分場	所在地 名称
登録番号	第 号
変更事項	変更前
	変更後
変更理由	
変更年月日	年 月 日
備考	

- (注) 変更の内容を証明する書類を添付してください。

様式第7号

受付印

産業廃棄物税特別徴収義務者証票再交付申請書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

特別徴収義務者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話 番

下記の証票を ^{き損した} 亡失した _{亡失した} ので、山形県産業廃棄物税条例施行規則第7条第1項の規定により、再交付を申請します。

最終処分場	所在地		
	名称		
き損し、又は亡失した産業廃棄物税特別徴収義務者証票	交付年月日	登録番号	
	年 月 日	第 号	
き損し、又は亡失した年月日	年 月 日		
き損し、又は亡失した理由			

産業廃棄物税特別徴収義務者証票（第 号）を受領しました。

年 月 日

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

(注) 1 申請の理由がき損によるものであるときは、き損した産業廃棄物税特別徴収義務者証票を添付してください。

2 登録番号の欄には、き損し、又は亡失した産業廃棄物税特別徴収義務者証票の番号を記入してください。

様式第8号

受付印

産業廃棄物税納入申告書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

特別徴収義務者
 住（居）所又は所在地
 氏名又は名称及び代表者氏名
 個人番号又は法人番号

電話 番

山形県産業廃棄物税条例第13条第1項の規定により、下記のとおり産業廃棄物税を申告します。

最終処分場	所在地			
	名称			
登録番号	第 号			
月 別	課税標準たる重量(ア)	税 率(イ)	税 額(ア)×(イ)	
年 月分	トン	1,000円/トン	円	
年 月分	トン	1,000円/トン	円	
年 月分	トン	1,000円/トン	円	
合 計			円	

- (注) 1 各月ごとに課税標準に関する明細書（別紙）を作成し、添付してください。
 2 課税標準たる重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。
 3 山形県産業廃棄物税条例第9条の規定により課税免除に該当することとなった産業廃棄物が最終処分場に搬入された場合は、その重量を(ア)の欄に外数で下段に括弧書きするとともに、当該課税免除に係る承認通知書の写しを添付してください。

別紙

課税標準に関する明細書

年 月分

最終処分場の名称				
区 分	重量による搬入	容量による搬入 (重量による計測が困難な場合)		
産業廃棄物の種類	重量	容量 (ア)	換算係数 (イ)	換算して得た重量 (ア)×(イ)
燃え殻	トン	m ³	1.14	トン
汚泥			1.10	
廃油			0.90	
廃プラスチック類			0.35	
紙くず			0.30	
木くず			0.55	
繊維くず			0.12	
食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物			1.00	
と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物			1.00	
ゴムくず			0.52	
金属くず			1.13	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			1.00	
鉱さい			1.93	
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物			1.48	
動物のふん尿			1.00	
動物の死体			1.00	
はいじんであって、集じん施設によって集められたもの			1.26	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物			1.00	
計	(ウ)			(エ)
合 計 (ウ)+(エ)	トン			

- (注) 1 明細書は、各月ごとに作成してください。
 2 産業廃棄物の重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。

様式第9号

産業廃棄物税の納入（納付）に係る期間等指定通知書	
特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者 住（居）所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 様	第 年 月 日 山形県何総合支庁長 氏 名 印
<p>山形県産業廃棄物税条例第13条第2項（第17条第2項）の規定により、下記のとおり産業廃棄物税の納入（納付）に係る期間及び期限を指定します。</p> <p>この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	
納入（納付）に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで
納入（納付）期限	年 月 日
指定の理由	
備考	

様式第10号

受付印

産業廃棄物税徴収猶予申請書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

特別徴収義務者
住(居)所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名
電話 番

産業廃棄物税の納入についての徴収猶予を受けたいので、山形県産業廃棄物税条例第14条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

最終処分場	所在地			
	名称			
登録番号	第 号	納入期限	年 月 日	
月 別	申告税額(ア)	納入額(イ)	徴収猶予を受けようとする税額(ア)-(イ)	
年 月分	円	円	円	
年 月分	円	円	円	
年 月分	円	円	円	
合 計			円	
徴収猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで			
担保の提供	有・無 (無の場合の理由:)			
申請理由				

(注) 各月ごとに産業廃棄物税徴収猶予申請額の明細書(別紙)を作成し、添付してください。

別紙

産業廃棄物税徴収猶予申請額の明細書

年 月分

最終処分場の名称						
搬入月日	理立処分を委託した者			最終処分場への産業廃棄物の搬入重量	納期限までに受け取ることができなかった税額	徴収猶予を受けようとする税額
	住(居)所又は所在地	氏名又は名称及び代表者氏名				
				トン	円	円
合 計						円

(注) 最終処分場への産業廃棄物の搬入重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。

様式第11号

受付印

産業廃棄物税担保提供書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

担保提供者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話 番

産業廃棄物税の納入についての徴収猶予を受けたいので、山形県産業廃棄物税条例第14条第1項の規定により、その猶予に係る金額に相当する担保として、下記担保物を提供します。

担保物の表示

(注) この担保提供書には、担保物が国債、地方債及び社債その他の有価証券である場合には供託書の正本、登録国債である場合には担保権設定の登録済通知書、社債等登録法第3条の規定により登録した社債である場合には担保権設定の登録済証、不動産等である場合には抵当権設定登記（登録）承諾書、印鑑証明書等を添付してください。

様式第12号

産業廃棄物税徴収猶予承認通知書

第 号
年 月 日

特別徴収義務者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名 様

山形県何総合支庁長
氏 名 田

年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物税の徴収猶予について、下記のとおり承認しましたので、山形県産業廃棄物税条例第14条第2項で準用する地方税法第15条の2の2の規定により通知します。

この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

最終処分場	所在地			
	名称			
登録番号	第 号	納入期限	年 月 日	
月 別	申告税額(ア)	納入額(イ)	徴収猶予をする税額(ア)-(イ)	
年 月分	円	円	円	
年 月分	円	円	円	
年 月分	円	円	円	
合 計			円	
徴収猶予をする期間	年 月 日から 年 月 日まで			
徴収猶予をする理由				
提供する担保				
承認しない場合の理由				

様式第13号

受付印

産業廃棄物税還付（納入義務免除）申請書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

特別徴収義務者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

電話 番

山形県産業廃棄物税条例第15条第1項の規定により、下記のとおり産業廃棄物税の還付を申請します。

最終処分場	所在地			
	名称			
登録番号	第 号	還付又は納入義務免除を受けようとする税額の合計	円	
月 別	年 月分	年 月分	年 月分	
最終処分場への産業廃棄物の搬入重量（ア）	トン	トン	トン	
受け取るべき埋立処分の料金（イ）	円	円	円	
（イ）のうち既に受け取った埋立処分料金	円	円	円	
納入すべき金額（ア）×税率（ウ）	円	円	円	
（ウ）のうち既に納入した税額及び納入年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
還付又は納入義務免除を受けようとする税額	円	円	円	
埋立処分を委託した者の住（居）所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者氏名				
申請理由				
還付を受けようとする口座番号	銀行 支店			
	普通預金・当座預金	口座番号		

（注）1 最終処分場への産業廃棄物の搬入重量については、小数点以下3位未満を切り捨ててください。

2 還付又は納入義務免除を必要とする理由を証明する書類を添付してください。

様式第14号

産業廃棄物税還付（納入義務免除）承認/不承認通知書				
		第 号		
		年 月 日		
特別徴収義務者				
住（居）所又は所在地				
氏名又は名称及び代表者氏名 様				
		山形県何総合支庁長		
		氏 名 印		
年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物税の還付（納入義務免除）について、下記のとおり承認しましたので、山形県産業廃棄物税条例第15条第4項の規定により通知します。				
この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。				
処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。				
また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。				
最終処分場	所在地			
	名称			
登録番号	第 号	還付又は納入義務免除をする税額の合計	円	
月 別	申 請 額	決 定 額		
年 月分	円	円		
年 月分	円	円		
年 月分	円	円		
承認しない場合の理由				

様式第15号

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		産業廃棄物税申告納付すべき納税者届出書	
山形県何総合支庁長 殿		年 月 日	
		申告納付すべき納税者 住（居）所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 個人番号又は法人番号	
		電話 _____ 番	
山形県産業廃棄物税条例第18条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。			
最終処分場	所在地		
	名称		
最終処分場の 設備の 概要	許可年月日	年 月 日	許可番号 第 _____ 号
	処分場の規模	面積 m^2	埋立容量 m^3
	処理する 産業廃棄物の 種類		
	重量計の有無	有・無	中間処理施設の有無 有・無
埋立処分の開始年月日		年 月 日	
備 考			

- (注) 1 この申請書は、登録台帳となるものですから明確に記入してください。
 2 埋立処分の開始年月日は、処分場の使用開始年月日を記入してください。
 3 産業廃棄物処理施設設置許可証の写し及び最終処分場付近の見取図を添付してください。

様式第16号

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		産業廃棄物税申告納付すべき納税者変更届出書	
山形県何総合支庁長 殿		年 月 日	
		申告納付すべき納税者 住（居）所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 個人番号又は法人番号	
		電話 _____ 番	
山形県産業廃棄物税条例第18条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。			
最終処分場	所在地		
	名称		
変更事項	変更前		
	変更後		
変更理由			
変更年月日		年 月 日	
備 考			

- (注) 変更の内容を証明する書類を添付してください。

様式第17号

受付印

産業廃棄物税納付（修正）申告書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

申告納付すべき納税者
住（居）所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名
個人番号又は法人番号

電話 番

山形県産業廃棄物税条例第17条第1項（第4項）の規定により、下記のとおり（修正）申告します。

最終処分場	所在地			
	名称			
納付申告	月 別	課税標準たる重量（ア）	税 率（イ）	税 額（ア）×（イ）
	年 月分	トン	1,000円/トン	円
	年 月分	トン	1,000円/トン	円
	年 月分	トン	1,000円/トン	円
	合 計			円
修正申告	月 別	修正申告納付額		修正申告によって納付すべき税額（ウ）－（エ）
		課税標準たる重量	税 額（ウ）	
	年 月分	課税標準たる重量	税 額（エ）	円
		トン	円	円
	年 月分	トン	円	円
合 計			円	

- (注) 1 各月ごとに課税標準に関する明細書（別紙）を作成し、添付してください。
2 課税標準たる重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。
3 山形県産業廃棄物税条例第9条の規定の課税免除に該当することとなった産業廃棄物が最終処分場に搬入された場合は、その重量を該当欄に外数で下段に括弧書きするとともに、当該課税免除に係る承認通知書の写しを添付してください。

別紙

課税標準に関する明細書

年 月分

最終処分場の名称	区分	重量による搬入			容量による搬入 (重量による計測が困難な場合)	
		重量	容量 (ア)	換算係数 (イ)	換算して得た重量 (ア) × (イ)	
燃え殻		トン	㎡	1.14	トン	
汚泥				1.10		
廃油				0.90		
廃プラスチック類				0.95		
紙くず				0.80		
木くず				0.55		
繊維くず				0.12		
食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物				1.00		
と畜場においてとぎ出し、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物				1.00		
ゴムくず				0.52		
金属くず				1.13		
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず				1.00		
鋸ざい				1.93		
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物				1.48		
動物のふん尿				1.00		
動物の死体				1.00		
はいじんであって、集じん施設によって集められたもの				1.28		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物				1.00		
計		(ウ)			(エ)	
合計 (ウ) + (エ)					トン	

- (注) 1 明細書は、各月ごとに作成してください。
2 産業廃棄物の重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。

様式第18号

受付印

産業廃棄物税減免申請書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

申告納付すべき納税者
住(居)所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名
電話 番

産業廃棄物税の減免を受けたいので、山形県産業廃棄物税条例第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

最終処分場	所在地				
	名称				
月 別	減 免 前	減 免 後	減 免 額		減 免 額 (ア) - (イ)
	課税標準 たる重量	課税標準 たる重量	税 額 (ア)	税 額 (イ)	
年 月分	トン	トン	円	円	円
年 月分	トン	トン	円	円	円
年 月分	トン	トン	円	円	円
合 計					円
申 請 理 由					

- (注) 1 各月ごとに課税標準に関する明細書(別紙)を作成し、添付してください。
2 課税標準たる重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。
3 減免を受けようとする理由を証明する書類を添付してください。

別紙

課税標準に関する明細書

年 月分

最終処分場の名称							
区 分	重量による搬入		容量による搬入 (重量による計測が困難な場合)				
産業廃棄物の種類	重量		容量 (ア)		換算係数 (イ)	換算して得た重量 (ア) × (イ)	
	減免前	減免後	減免前	減免後		減免前	減免後
燃え殻	トン	トン	m ³	m ³	1.14	トン	トン
汚泥					1.10		
廃油					0.90		
廃プラスチック類					0.95		
紙くず					0.90		
木くず					0.55		
繊維くず					0.12		
食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物					1.00		
と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物					1.00		
ゴムくず					0.52		
金属くず					1.13		
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず					1.00		
鉱さい					1.93		
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物					1.48		
動物のふん尿					1.00		
動物の死体					1.00		
ばいじんであって、集じん施設によって集められたもの					1.26		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物					1.00		
計	(ウ)	(エ)				(オ)	(カ)
合 計	減免前 (ウ) + (オ)		減免後 (エ) + (カ)			トン	トン

- (注) 1 明細書は、各月ごとに作成してください。
2 産業廃棄物の重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。

様式第19号

産業廃棄物税減免 承認 不承認 通知書					
申告納付すべき納税者 住(居)所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 様				第 号 年 月 日	
山形県何総合支庁長 氏 名 目					
年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物税の減免について、下記のとおり承認しましたので、山形県産業廃棄物税条例施行規則第9条の規定により通知します。 この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。 また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。					
最終処分場	所在地				
	名称				
月 別	減 免 前		減 免 後		減 免 額 (ア) - (イ)
	課税標準たる重量	税 額 (ア)	課税標準たる重量	税 額 (イ)	
年 月分	トン	円	トン	円	円
年 月分	トン	円	トン	円	円
年 月分	トン	円	トン	円	円
合 計					円
承認しない場合の理由					
備 考					

様式第20号

産業廃棄物税更正・決定・加算金決定・納額通知書											
特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者 住(居)所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 様										第 号 年 月 日	
山形県何総合支庁長 氏 名 目											
地方税法第733条の16の規定により、下記のとおり更正・決定しましたから通知します。 この更正・決定に基づく不足税額、加算金額については、下記の指定納期限までに県指定金融機関、県指定代理金融機関、県取納代理金融機関又は総合支庁へ納付書によって納めてください。なお、不足税額については、申告納入(納付)すべきであった期限の翌日から、税金完納の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(申告納入(納付)すべきであった期限の翌日から、この通知書に基づく納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合で計算した額の延滞金を納入(納付)しなければなりません。この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。 なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。 この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。 また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。											
年度	更正・決定期間	年 月 日から	年 月 日まで	指定納期限	年 月 日	更正・決定年月日	年 月 日				
月 別	本 税			加 算 金				合 計			
	更正・決定税額	既に納入(納付)の確定した税額 (イ)	差引増減税額 ((ア)-(イ)) (ウ)	申告書提出期限 申告書提出年月日	区 分	基 礎 と なる税額	率	決 定 額 (エ)	既に納付の確定した額 (オ)	差引増減額 ((エ)-(オ)) (カ)	納入(納付)すべき額 (ウ)+(カ)
年 月分	トン	円	円			円		円	円	円	円
年 月分											
年 月分											
合 計											

様式第21号

受付印

産業廃棄物税更正請求書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者
住（居）所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名
個人番号又は法人番号

電話 番

地方税法第20条の9の3第1項（第2項）の規定により、下記のとおり更正の請求をします。

最終処分場	所在地				
	名称				
月 別	更正請求前		更正請求後		
	課税標準たる重量	税 額	課税標準たる重量	税 額	
年 月分	トン	円	トン	円	
年 月分	トン	円	トン	円	
年 月分	トン	円	トン	円	
更正請求の理由、更正の請求をすることとなった事情の詳細その他参考となるべき事項					

(注) 1 各月ごとに課税標準に関する明細書（別紙）を作成し、添付してください。

2 課税標準たる重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。

別紙

課税標準に関する明細書

年 月分

最終処分場の名称	重量による搬入							容量による搬入 (重量による計測が困難な場合)	
	重量		容量 (ア)		換算係数 (イ)	換算して得た重量 (ア)×(イ)			
	更正請求前	更正請求後	更正請求前	更正請求後		更正請求前	更正請求後	更正請求前	更正請求後
燃え殻	トン	トン	m ³	m ³	1.14	トン	トン		
汚泥					1.10				
廃油					0.90				
廃プラスチック類					0.95				
紙くず					0.80				
木くず					0.55				
繊維くず					0.12				
食品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物					1.00				
と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物					1.00				
ゴムくず					0.52				
金属くず					1.13				
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず					1.00				
鉄さい					1.98				
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物					1.48				
動物のふん尿					1.00				
動物の死体					1.00				
ばいじんであって、集じん施設によって集められたもの					1.28				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物					1.00				
計	(ウ)	(エ)				(オ)	(カ)		
合 計	更正請求前 (ウ)+(オ)		更正請求後 (エ)+(カ)			トン	トン		

(注) 1 明細書は、各月ごとに作成してください。

2 産業廃棄物の重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。

様式第22号

(受付印)

産業廃棄物税納税管理人 設定
変更 申告書
異動

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿
 特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者
 住(居)所又は所在地
 氏名又は名称及び代表者氏名
 個人番号又は法人番号
 電話 番

産業廃棄物税に係る納税管理人について 定 め た の
 変更 した の
 申告をした事項に異動を生じた
 で、山形県産業廃棄物税条例第21条の規定により、下記のとおり申告します。

最終処分場	所在地		
	名称		
納税管理人を定める(変更する)必要が生じた日又は申告をした事項に異動を生じた日		年 月 日	
納税管理人	新	住(居)所又は所在地	
		電 話 番 号	
		氏名又は名称及び代表者氏名	
		職 業 (業 種)	
	旧	住(居)所又は所在地	
		電 話 番 号	
		氏名又は名称及び代表者氏名	
		職 業 (業 種)	
納税管理人を定めた(変更した)理由又は申告をした事項に異動を生じた理由			

上記のとおり、納税管理人になることを承諾しました。相違ありません。
 年 月 日

住(居)所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

様式第23号

(受付印)

産業廃棄物税納税管理人 設定
変更 承認申請書
異動

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿
 特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者
 住(居)所又は所在地
 氏名又は名称及び代表者氏名
 個人番号又は法人番号
 電話 番

産業廃棄物税に係る納税管理人について 定 め た い の
 変更 した い の
 承認を受けた事項に異動を生じた
 で、山形県産業廃棄物税条例第21条の規定により、下記のとおり申告します。

最終処分場	所在地		
	名称		
納税管理人を定める(変更する)必要が生じた日又は承認を受けた事項に異動を生じた日		年 月 日	
納税管理人	新	住(居)所又は所在地	
		電 話 番 号	
		氏名又は名称及び代表者氏名	
		職 業 (業 種)	
	旧	住(居)所又は所在地	
		電 話 番 号	
		氏名又は名称及び代表者氏名	
		職 業 (業 種)	
納税管理人を定める(変更する)理由又は承認を受けた事項に異動を生じた理由			

上記のとおり、納税管理人になることを承諾しました。相違ありません。
 年 月 日

住(居)所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

様式第24号

産業廃棄物税納税管理人 承認 不承認 通知書	
第 年 月 日	
特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者 住（居）所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 様 <div style="text-align: right;">山形県何総合支庁長 氏 名 印</div>	
年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物税に係る納税管理人の 設定 変更 について、下記のとおり 承認 しました ので通知します。 異動 承認 していませんでした	
この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。 処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。 ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。	
最終処分場	所在地 名 称
承認 年 月 日	年 月 日
承認しない場合の理由	

様式第25号

産業廃棄物税納税管理人不設定認定申請書	
第 年 月 日	
山形県何総合支庁長 殿 特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者 住（居）所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 個人番号又は法人番号 <div style="text-align: right;">電話 番</div>	
地方税法第733条の6第2項の規定により、産業廃棄物税の納税管理人を定めることを要しない旨の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。	
最終処分場	所在地 名 称
納税管理人を定める必要が生じた日	年 月 日
産業廃棄物税の徴収の確保に支障がない理由（納入（納付）方法等）	
備 考	

様式第26号

産業廃棄物税納税管理人不設定 認定 不認定 通知書	
第 年 月 日	
特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者 住（居）所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 様 <div style="text-align: right;">山形県何総合支庁長 氏 名 印</div>	
年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物税に係る納税管理人の不 設定について、下記のとおり 認定 しました ので通知します。 認定 していませんでした	
この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。 処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。 ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。	
最終処分場	所在地 名 称
認定 年 月 日	年 月 日
認定しない場合の理由	

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	産業廃棄物埋立処分 終了 休止 再開 届出書	
年 月 日		
山形県何総合支庁長 殿 特別徴収義務者又は申告納付すべき納税者 住（居）所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 個人番号又は法人番号 電話 _____ 番		
最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を 終了した 休止した 再開した ので、山形県産業廃棄物 物税条例施行規則第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。		
最終処分場	所在地	
	名 称	
終了し、休止し、又は再開した	年 月 日	年 月 日
休止した場合	休止理由	
	再開予定	年 月 日
	年 月 日	

(注) 埋立処分終了の届出において、産業廃棄物税特別徴収義務者証票を亡失しているときは、下記に必要事項を記入してください。

亡失した産業廃棄物税特別徴収義務者証票	交 付 年 月 日	登 録 番 号
	年 月 日	第 _____ 号
亡失した年月日	年 月 日	
亡失した理由		

(注) 登録番号の欄には、亡失した産業廃棄物税特別徴収義務者証票の番号を記入してください。